

郵便による不在者投票制度

「郵便等による不在者投票制度」は、身体に一定の重度の障害を有する方が、自宅等において投票用紙に候補者の氏名又は政党名を記載して、これを郵便等によって名簿登録地の選挙管理委員会に送付する制度です。

郵便等による不在者投票制度、代理記載制度を利用するためには、あらかじめ申請や届け出などが必要です。手続きにはある程度の日数を要しますので、早めに手続きをしてください。

1. 郵便等による不在者投票が出来る方

介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方や、身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、以下の要件に当てはまる方が対象になります。

○身体障害者手帳

両下肢、体幹、移動機能の障害：障害の程度 1級、2級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害： 障害の程度
1級または3級

免疫または肝臓の障害： 障害の程度 1級、2級、3級

○戦病者手帳

両下肢、体幹の障害： 障害の程度 特別項症、第1項症、第2項症

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害：
障害の程度 特別項症、第1項症、第2項症、第3項症

○介護保険の被保険者証

要介護状態区分 要介護5

※ 複数の障害がある方の場合、手帳全体の級別ではなく、該当する障害内容の級別によって対象かどうかが決まりますので、ご注意ください。

※ 郵便等投票証明書の有効期間

- ・身体障害者手帳 郵便等投票証明書の交付の日から7年間
- ・戦傷病者手帳 郵便等投票証明書の交付の日から7年間
- ・介護保険被保険者証 介護保険被保険者証に記載されている
要介護5の認定の有効期間の末日

2. 郵便等による不在者投票制度を利用するための申請手続き

・郵便等投票証明書の交付申請

あらかじめ、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。交付申請は、選挙管理委員会事務局で受け付けています。郵便投票交付申請書のほかに、資格を証明するもの（身体障害者手帳、介護保険の被保険者証、戦傷病者手帳）の原本（コピーは不可）が必要です。

申請書類の提出は、代理人の方がおいでになってもかまいません。

※紛失された場合や有効期限が切れた場合は最初から申請しなおしてください。

・投票の手続き

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。請求に必要な書類は、選挙人が署名をした請求書、郵便等投票証明書です。投票用紙・投票用封筒は郵便等により選挙人へ送付されます。選挙人は自宅等現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名して、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により送付します。

3. 「郵便等による不在者投票における代理記載制度」

郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に届けた者（選挙権の有する者に限ります。）が本人に代わって投票に関する記載をさせることができる制度です。

○身体障害者手帳

上肢、視覚の障害：障害の程度 1級

○戦病者手帳

上肢、視覚の障害：障害の程度 特別項症、第1項症、第2項症

※ 上肢、視覚の障害の程度が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度による郵便等投票を行うことはできません。

※ 詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

※ 郵便等投票証明書の有効期間

・身体障害者手帳 郵便等投票証明書の交付の日から7年間

・戦傷病者手帳 郵便等投票証明書の交付の日から7年間

4. 「郵便等による不在者投票における代理記載制度」の手続き

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ次の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は次のとおりです。

- ・代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨の記載を受けます。

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に当該記載の申請を行います。申請に必要な書類は、申請書、郵便等投票証明書、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳です。この場合、申請書に選挙人の署名は不要です。代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨が記載された郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されます。

なお、この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時に行う場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

- ・代理記載人となるべき者の届出の手続き

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に代理記載人となるべき者の届出を行います。届出に必要な書類は、届出書、郵便等投票証明書、代理記載人となるべき者が署名をした同意書・宣誓書です。この場合、届出書に選挙人の署名は不要です。代理記載人となるべき者の氏名が記載された郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されます。

- ・代理記載の方法による投票手続

選挙人、代理記載人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒を請求します。請求に必要な書類は、代理記載人が署名をした請求書、郵便等投票証明書です。投票用紙・投票用封筒は郵便等により選挙人、代理記載人へ送付されます。自宅等現在する場所において、代理記載人は、投票用紙に選挙人が指示する候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名して、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により送付します。

5. 罰則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。